

## 議員提出第1号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例

### 1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申に基づく議会の議員の報酬額の所要の改正及び人事委員会勧告を尊重して期末手当の支給割合の所要の改正を行う必要がある。

### 2 条例の概要

改正後		改正前	
(1) 報酬額		(1) 報酬額	
議長	940,000 円	議長	960,000 円
副議長	820,000 円	副議長	835,000 円
その他の議員	760,000 円	その他の議員	770,000 円
(2) 支給月		(2) 支給月	
6月	1. 30月	6月	1. 40月
12月	同右	12月	1. 50月

### 3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。